

文教大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第53条の懲戒及び第54条の退学に関する事項を定めることにより、本学における学生懲戒について公正と透明性を確保し、また、学生の大学校舎内外における行為の違法性・不当性が問われる場合に、大学としての社会的責任を明確にすることを目的とする。

(定義)

第2条 学則第53条の学生の懲戒対象行為とは、学生の大学校舎内外の行為をいう。

(懲戒対象)

第3条 学則第53条に規定する懲戒について、次の各号のいずれかに該当する行為に対して行う。

- (1) 大学校舎内外における違法若しくは不当な行為
- (2) 試験に関する不正行為
- (3) 大学の研究及び教育活動に対する妨害行為
- (4) 学則等大学の定める規則に対する違反行為
- (5) その他本学の秩序を乱し、学生の本分に反した行為

(懲戒の種類と処分)

第4条 前条の懲戒対象者に対しては、その違法性や不当性の軽重により、次の方法で処分を行う。

- (1) 戒告 学長あての始末書を提出させるとともに、学長が書面をもって戒告する。
- (2) 停学 学長が停学処分通知書をもって停学を命ずる。停学には期間を定める場合と期間を定めない無期停学の場合がある。期間を定めない場合は、相当の期間の停学として通知する。
- (3) 退学 学長が退学処分通知書をもって退学を命ずる。

(学生委員長の厳重注意の手続きと懲戒処分との関係)

第5条 前条の懲戒処分を適用するまでに至らない場合で、学生委員長が必要と判断するときは、学生委員長名で書面にて厳重注意を行う。

- 2 学生委員長の厳重注意については、学生委員会の審議とその合意に基づいて行う。ただし、学生委員会の招集が不可能な場合は、事後の報告とする。
- 3 学生委員長の厳重注意については、事前に当該学生の帰属する学部の学部長の了承を得ることを原則とする。
- 4 学生委員長の厳重注意については、学部教授会に報告しなければならない。

(退学について)

第6条 退学についての判断は、学則第54条の規定による。

- 2 停学中にあらたな不祥事を起こした場合又は大学の指示に反する行動をとった場合には、学則第54条1号及び4号の規定に従い原則として退学を命ずる。

(懲戒の審議)

第7条 懲戒に関する審議は、学生委員長を議長とする学生委員会が行う。

- 2 学生委員会は事案の解明に必要と思われる範囲内で、加害者、被害者、その他の第3者から事情を聴取する。
- 3 学生委員会は被害者の救済が速やかに行われるように配慮する。
- 4 学生委員会は事件の経緯、調査内容、大学の対応などを記した資料及び処分の案を作成し、教授会の審議に付する。
- 5 学則第55条により、学生の処分は教授会の議を経て学長がこれを行う。教授会の決定した処分案が公正さを欠くと学長が判断した場合は、学長の意見書をつけて教授会に差し戻すことができる。
- 6 学長からの差し戻しがあった際は、当該学部長は教授会を開き、学長の意見書に基づいて審議を行い、改めて処分案を決定する。
- 7 前項の手続きがとられたあとも、学長がなお公正さについて疑義のある場合には、学部長及び学生委員長などに意見を徴したあと、処分について学長の判断で決定することができる。

(校舎をまたぐ事件への対応)

第8条 校舎を異にする複数の学生が同一事件で処分の対象になる場合は、学生委員会の審議と処分案の決定について、委員会の議長である学生委員長が各教授会の審議に付されるまえに調整を行い、教授会に学生委員長見解を提出する。

- 2 学長は、校舎を異にする2つ以上の教授会の決定した処分の内容が公正さを欠くと判断した場合は、学長の意見書をつけて各教授会に差し戻すことができる。
- 3 学長からの差し戻しがあった際は、当該学部長は、教授会を開き、学長の意見書に基づいて審議を行い、改めて処分案を決定する。
- 4 前項の手続きがとられたあとも、学長がなお公正さについて疑義のある場合には、学部長及び学生委員長などに意見を徴したあと、処分について学長の判断で決定することができる。

(試験に関する不正行為)

第9条 第3条2号の試験の不正行為に関する行為については、教務委員会が審議を行い、審議の結果懲戒対象に該当すると判断した場合、その意見書を学生委員会に提出する。学生委員会は文教大学学生委員会規程第2条第1項第2号にしたがって、教務委員会提出の意見書を審議し、処分案を当該教授会に提出する。

- 2 学則第55条に従い、学長は教授会の議を経て処分を行う。

(処分の審議中の退学、処分後の退学)

第10条 処分について学生委員会が審議している間に当該学生から退学の申し出があった場合は、事件の軽重、さらに学生本人の改悛の程度により、処分を行ったうえで退学を認めるかどうかを検討し、当該学部教授会の議に付する。

- 2 停学中に退学の申し出があった場合は、停学期間が満了するまでは原則として申し出を保留する。

(学長からの直接通告)

第11条 懲戒処分又は解除の通告については、原則として学長が懲戒対象の学生本人に行う。

2 前項によることができない場合、学生が登録している居住地宛に郵便の発送を行い、これをもって通告に替えることができる。

(停学・退学の処分及び解除の公表)

第 1 2 条 停学及び退学の処分については、学内に掲示する。また、解除に当たっても同様に掲示する。

(処分前の自宅謹慎の措置)

第 1 3 条 学生委員長は学部長と連名で処分前の学生に対し、処分の決定があるまで自宅謹慎することを書面で命ずることができる。

2 学生委員長は自宅謹慎の決定を行う前に、学長の下承を得なければならない。

(停学期間の算定)

第 1 4 条 懲戒処分のうち停学についての期間は、学長がこれを発令した日より起算する。ただし、前条の自宅謹慎の期間を停学期間に算入する。

(停学処分期間中の生活指導)

第 1 5 条 停学中の学生は、その期間の長短にかかわらず、学生委員会指定の複数の指導教員による生活指導、その他の必要な指導を受けるものとする。この指導の結果については学生委員会及び学部教授会に報告される。この指導を拒み、あるいは故意に従わない場合は、停学期間の延長あるいは退学を命ずる。

(停学処分の解除の発議)

第 1 6 条 無期停学の解除の期限については、担当指導教員の報告を踏まえて学生委員会が審議を行い、解除の案を決定し当該学部長へ提出する。

2 当該学部長は、学生委員長の意見を添えて教授会の議に付し、学長に解除の発議を行う。

(履修登録の取り扱い)

第 1 7 条 停学期間が次の学期にまたがる場合、停学者は次学期の履修登録を許されることがある。

2 前項の許可は学生委員会が行う。

(再入学の取り扱い)

第 1 8 条 懲戒による退学者は、学則第 3 3 条に定める再入学を適用しない。

(運営内規)

第 1 9 条 本規程の運営について、学生委員会は運営内規を定めることができる。

(改廃)

第 2 0 条 この文教大学学生懲戒規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 1 1 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 2 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和４年２月２日より施行する。